

○利根町下水道事業運営協議会規則

昭和55年3月27日

規則第4号

(設置)

第1条 利根町下水道事業の建設及び運営と経営の合理化をはかるため、利根町下水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 下水道の建設、運営及び運営の改善に関する事。
- (2) 下水道使用料に関する事。
- (3) その他一般的改善事項に関する事。

2 協議会は、前項による調査審議に基づく実施上必要な事項について、町長に意見を申し述べることができる。

(構成組織)

第3条 協議会の委員は、12人以内とし、次の各号の中より町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び受益者代表
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補充選任による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長、副会長は、委員の互選とし、その任期は委員の任期による。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議の議事は、議事録によりその要旨を記し議長及び出席した2名の委員とともにこれを署名しなければならない。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、下水道事業主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定める以外の事項については、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。